

武器等製造法に基づく猟銃等の製造事業及び販売事業について（回答）

昭和五十六年四月十四日
建設省 建設局長 兼 同 務 長 官
建設省 建設局長 兼 同 務 長 官

昭和五十五年九月五日付け第〇〇〇〇号により照会のあつた上記の件については、下記の解釈に基づき、事実関係に照らし判断されたい。

記

- 一 Aの猟銃等の製造又は販売の事業に係る行為が、Bの代理人、使用人、従業者としての行為であり、Bの名義によりBの計算に基づく営業行為となされているものである場合、Aは猟銃等の製造事業及び販売事業の許可を要しない。
- 二 Aの猟銃等の製造及び販売の事業に係る行為が自己の計算に基づく独自の営業行為となされているものである場合は、Aは猟銃等の製造事業及び販売事業の許可を受けていなければならない。